



大阪府公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務を次のとおり委託したので、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2第2号の規定により公示する。

令和8年4月1日

大阪府公安委員会

委員長 辻内 宏治



法人の 名 称	住所	代表者の 氏 名	事務の内容	事務を処理 する 場 所	委託期間
一般財団 法人大阪 府交通安 全協会	大阪市中心 区谷町三丁 目1番18号 NS21ビル 内	銭高 善雄	法第101条第 3項に規定す る書面の送付 に係る事務	門真市一番 町23番16号 大阪府警察 本部交通部 門真運転免 許試験場内	令和8年4月 1日から令和 11年3月31日 まで